

職員の特殊勤務手当に関する意見

令和2年5月

埼玉県人事委員会



人委第83号

令和2年5月12日

埼玉県議会議長 田村 琢 実 様

埼玉県知事 大野 元 裕 様

埼玉県人事委員会

委員長 武笠 正 男

職員の特殊勤務手当に関する意見について

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当について別紙
のとおり意見を申し出ます。

意 見

国においては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、令和2年3月18日付けで人事院規則9-129(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例)を改正し、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置したところである。

本県においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同様の業務が生じていることから、同規則の改正内容及び趣旨を踏まえ、特殊勤務手当のうち、防疫業務手当について特例を措置することが適当である。

このことから、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年埼玉県条例第5号)の改正について、次のように意見を申し出る。

1 改正の内容

職員が、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものに従事したときは、業務に従事した日1日につき、防疫業務手当として3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務等に従事した場合にあっては、4,000円)を特例的に支給すること。

2 実施時期

令和2年1月28日から実施すること。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」